

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

○ 金融商品取引法施行令の一部改正

1. 学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外

「みなし有価証券」から、法令の規定により貸付けを業として行うことができる者（銀行等）のみが行う貸付けであること、かつ、銀行等以外への譲渡が禁止されていることの要件を満たす学校法人向けシンジケートローンを除く（第 1 条の 3 の 4）。

2. 英文開示の範囲拡大

- （１）英文開示の範囲拡大に係る法改正に伴い、所要の規定の整備を行う（第 4 条の 2 の 5 等）。
- （２）企業内容等の開示に関する権限の財務局長等への委任に関する規定の整備を行う（第 39 条）。

3. ライツ・オファリングに係る制度整備

「元引受契約」に、未行使分の新株予約権を発行者又は所有者から取得して行使することを内容とする契約を追加する（第 15 条、第 17 条の 3）。

4. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

投資助言・代理業の登録の申請に係る使用人から、営業所の業務を統括する者等を除外する（第 15 条の 4）。

5. 適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和

- （１）適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者の最低資本金の額について、1,000 万円と規定する（第 15 条の 7）。
- （２）適格投資家向け投資運用業における権利者の範囲について、登録投資法人の投資主に準ずる者として投資法人債権者等を規定する（第 15 条の 10 の 2）。
- （３）適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者の運用財産の総額の上限について、200 億円と規定する（第 15 条の 10 の 3）。
- （４）第二種金融商品取引業とみなされる私募の取扱いであって、その有価証券が適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして、一定の事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として取得勧誘が行われることを規定する（第 15 条の 10 の 4）。
- （５）適格投資家の範囲のうち金融商品取引業者と密接な関係を有する者として、当該金融商品取引業者の役員、一定の使用人及び親会社等を規定する（第 15 条の 10 の 5）。

5)。

- (6) 適格投資家以外の者が出資する集団投資スキームにもかかわらず適格投資家に該当する場合として、当該集団投資スキームの財産を運用する者が、投資運用業を行う金融商品取引業者等であることを規定する（第 15 条の 10 の 6）。

6. 投資運用業の運用権限の委託先の範囲の見直し

投資運用業を行う金融商品取引業者等がその運用権限を委託することができる者の範囲につき、投資助言・代理業を行うことについて金融商品取引業の登録を受けた外国投資運用業者を追加する（第 16 条の 12）。

7. その他

適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等による変更届出の受理権限に関する財務局長等への委任に係る規定の整備を行う（第 42 条、第 43 条）。